

障第187号  
令和8年4月21日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
(岐阜市所管の施設等を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

学校等におけるアナフィラキシーショック及びてんかん発作時の  
点鼻液の投与について

このことについて、こども家庭庁及び文部科学省から別添のとおり事務連絡がありましたので、内容をご確認のうえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

所属	障害福祉課 事業所指導係		
係長	奥 田	担当	渡 邊
電話	058-272-1111 内3492		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		